

クリーニング所を開設される方に

クリーニング所（一般又は取次所[※]）を開設しようとする場合は、クリーニング業法の規定により、あらかじめ開設届を届け出てその構造設備の確認を受けなければ、開設できません。

※ 取次所とは：洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所
については、次の事項に注意して届出を行ってください。

一般クリーニング所の場合は、水質汚濁防止法の手続も必要になります。

また、テトラクロロエチレン等や石油系溶剤を使用する場合、特別管理産業廃棄物の排出事業者該当しますので、産業廃棄物担当部署にも相談してください。

なお、クリーニング関係には、次の組合があります。

広島県クリーニング生活衛生同業組合 広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 082-234-1755

1 開設届

営業施設は、「構造設備基準」に適合しなければなりません。

また、営業開始後は、「衛生上必要な措置基準」が定められていますので、十分に内容を理解の上、施設の設計・営業の準備を行ってください。

なお、施設の確認検査を営業開始前に行いますので、おおむね営業開始予定日の10日程度前までに届け出てください。

検査手数料 16,000円（令和5年4月1日現在）

※ 開設届に所要額の手数料を納付すること。

【添付書類】

| | |
|--|--|
| 平面図 | （一般クリーニング所の場合） 受渡場、区分整理場、洗い場、乾燥場、仕上場を示し、洗濯機、脱水機、乾燥機、洗剤・薬品等の保管庫、排水経路等を記載すること。…施設全体及び受渡場等各工程別作業場には寸法を記載（内寸で記載） （一般及び取次所の場合） 未洗濯物及び既洗濯物の格納設備を記載すること。 ※ 取次所であって、同一施設内で他の営業と兼業となる場合は、施設全体と取次所部分の配置・区画状況がわかる図面とする。 |
| 施設付近の見取図 | 施設の位置を明示したもの |
| クリーニング師免許証の写し | 一般クリーニング所の場合 |
| 登記事項証明書 | 法人による届出の場合 |
| 他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項（名称、所在地（業務用車両の保管場所、車両登録番号）、従事者数、クリーニング師の氏名）を記載した書類 | 他にクリーニング所を開設し、又は、無店舗取次店を営んでいる場合 ※ クリーニング師の氏名は、クリーニング師が従事している場合に限る。 |

2 各種届

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

○ 変更届……………申請書等に記載した事項を変更した場合、速やかに届け出ること。

例：営業者の氏名（結婚等による）、営業者の住所、営業施設の名称、構造設備 等

※ 開設者の変更、店舗の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規の開設扱いとなるので、必ず事前に連絡・相談を行ってください。

【変更事項／添付書類】

| | |
|------------------------|--------------|
| 営業者の氏名、本籍（結婚等） | 戸籍抄本等を確認します。 |
| 営業者の住所 | 添付書類なし |
| 営業施設の名称 | 添付書類なし |
| 法人が営業者の場合の法人の名称、事務所所在地 | 登記事項証明書 |

| | |
|--------------------------------|---------------------------|
| クリーニング師の本籍、住所、氏名、 生年月日、登録番号 | クリーニング師免許証の写し（雇入れの場合） |
| 構造設備 | 変更前後の平面図 |
| 管理人の氏名。本籍、生年月日 | 添付書類なし |
| 種別（一般クリーニング所・取次所間） | 変更前後の平面図 ※ 同一性を失わない場合に限る。 |
| 従事者数 | 添付書類なし |
| 指定洗濯物 [※] の取扱いの有無 | 添付書類なし |

※ 指定洗濯物とは、伝染性の疾病の病原体による汚染の恐れがあるものとして国が指定する洗濯物であり、次のとおり。

- ・ 伝染性の疾病にかかっている者が使用したものとして引き渡されたもの
- ・ 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用したもので伝染性の疾病の病原体による汚染の恐れがある物として引き渡されたもの
- ・ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ・ 手拭い、タオルその他これらに類するもの
- ・ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これらに類するもの

○ **廃止届**……………営業を廃止した場合は、速やかに届け出ること。

【添付書類】

確認証（営業を廃止した場合）

○ **承継届**……………譲渡、相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届け出ること。

【添付書類】

| | |
|----------|--|
| 譲渡の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ◆営業の譲渡が行われたことを証する書類 ◆登記事項証明書（届出者が法人となる場合） ◆他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項（名称、所在地（業務用車両の保管場所、車両登録番号）、従事者数、クリーニング師の氏名）を記載した書類 ◆承継に係る申立書（クリーニング） |
| 相続の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ◆戸籍謄本 ※ 相続人のすべてがわかるもの ◆相続人全員の同意書 ※ 相続人が承継者本人のみの場合は不要 ◆他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項（名称、所在地（業務用車両の保管場所、車両登録番号）、従事者数、クリーニング師の氏名）を記載した書類 |
| 合併・分割の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ◆登記事項証明書 ◆他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項（名称、所在地（業務用車両の保管場所、車両登録番号）、従事者数、クリーニング師の氏名）を記載した書類 |

○ **感染性の疾病り患届**……………業務従事者が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合、直ちに届け出ること。
※ 当該業務従事者の就業については、指示に従ってください。

【添付書類】

診断書

3 研修・講習

法令により次のとおり、研修又は講習を受講しなければなりません。

研修・講習実施主体：（公財）広島県生活衛生営業指導センター（TEL 082-532-1200）

○ **クリーニング師**

3年に一度、指定団体が開催する「クリーニング師研修」を受講すること。

○ **業務従事者**

営業者は、業務従事者の中から衛生管理を行う者を選定（5名ごとに1名選定）して、その者を開設後1年以内に、指定団体が開催する「クリーニング業務従事者講習」を受講させること。（その後は、3年以内ごとに受講させること。）

4 その他（クリーニング師免許関係）

クリーニング師免許について、次の事項が生じた場合は、手続が必要になります。

- **免許申請**……………クリーニング師試験に合格した場合、当該試験合格地の都道府県知事に申請できる。
申請手数料（令和5年4月1日現在） 5,600円
※ 申請書に所要額の手数料を納付すること。
【添付書類】
 - ◆ 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった場合、戸籍謄本又は抄本）
（外国人の場合、住民票の写し（国籍等を記載したもの））
- **免許証訂正申請**……………免許証の記載事項（氏名、本籍の都道府県名）に変更が生じた場合、10日以内に免許を与えた都道府県知事に訂正を申請できる。
申請手数料（令和5年4月1日現在） 2,900円
※ 申請書に所要額の手数料を納付すること。
【添付書類】
 - ◆ 訂正を必要とする免許証
 - ◆ 戸籍謄本又は戸籍抄本（外国人の場合、住民票の写し（国籍等を記載したもの））
- **免許証再交付申請**……………免許証を亡失したり、き損した場合、1月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付を申請できる。
※ 再交付申請後に免許証を発見した場合、5日以内に提出すること。
申請手数料（令和5年4月1日現在） 3,400円
※ 申請書に所要額の手数料を納付すること。
【添付書類】
 - き損した免許証（紛失の場合、不要）
- **クリーニング師登録抹消申請**……………病気等により業務が不可能と本人が認めた場合、免許を与えた都道府県知事に登録の抹消を申請できる。
【添付書類】
 - 免許証
- **免許証返納**……………本人が死亡したり、失踪宣告を受けた場合、家族等は免許を与えた都道府県知事に1月以内に免許証を返納すること。
【添付書類】
 - 免許証